

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月28日
【事業年度】	第12期（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）
【会社名】	株式会社クリーム
【英訳名】	CREEMA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸林 耕太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山二丁目12番5号
【電話番号】	03 - 6447 - 0105
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレートディビジョンGM 伊藤 彩紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目12番5号
【電話番号】	03 - 6447 - 0105
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレートディビジョンGM 伊藤 彩紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	2019年2月	2020年2月	2021年2月
売上高 (千円)	1,150,296	1,517,668	2,062,479
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	372,886	45,914	204,796
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失( ) (千円)	373,402	28,035	178,368
包括利益 (千円)	371,177	30,952	178,764
純資産額 (千円)	130,069	39,068	1,081,829
総資産額 (千円)	1,650,659	1,943,793	3,694,261
1株当たり純資産額 (円)	422.01	430.37	162.31
1株当たり当期純利益又 1株当たり当期純損失( ) (円)	100.92	7.58	35.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	34.29
自己資本比率 (%)	8.0	1.9	29.3
自己資本利益率 (%)	-	-	31.9
株価収益率 (倍)	-	-	117.11
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	262,904	164,590	689,240
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	90,124	29,195	5,926
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	515,267	422,732	796,390
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,179,436	1,403,426	2,885,204
従業員数 (名)	48	61	73
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔7〕	〔16〕	〔12〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第10期及び第11期において潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 2020年11月27日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第10期及び第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第10期及び第11期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員は除く)は、年間の平均人員を外数で〔 〕内に記載しております。
7. 当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。



## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月
売上高 (千円)	812,886	890,539	1,133,081	1,492,619	2,048,824
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	453,328	346,390	433,322	70,557	202,314
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	461,632	347,750	433,838	25,389	177,631
資本金 (千円)	487,350	662,310	100,000	100,000	532,703
発行済株式総数					
普通株式	3,700	3,700	3,700	3,700	6,661,100
A種優先株式	828	828	828	828	-
B種優先株式 (株)	516	516	516	516	-
C種優先株式	-	432	432	432	-
D種優先株式	-	-	300	500	-
純資産額 (千円)	61,591	59,050	192,730	32,750	1,074,377
総資産額 (千円)	1,344,136	1,365,256	1,570,089	1,879,043	3,659,049
1株当たり純資産額 (円)	227,704.12	321,690.88	438.94	432.08	161.19
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( ) (円)	124,765.65	93,986.76	117.25	6.86	35.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	34.15
自己資本比率 (%)	4.7	4.4	12.4	1.6	29.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	32.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	117.61
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	30 〔2〕	35 〔4〕	48 〔7〕	61 〔16〕	73 〔12〕
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	5,700
最低株価 (円)	-	-	-	-	4,090

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第10期以前は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第11期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 2020年11月27日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 自己資本利益率については、第8期、第9期及び第10期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、第11期は期首及び期末の自己資本の合計がマイナスであるため記載しておりません。

5. 第8期から第11期までの株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員は除く)は、年間の平均人員を外数で〔 〕内に記載しております。
8. 第10期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
9. 第8期及び第9期については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
10. 2020年8月17日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2020年8月17日開催の取締役会決議により、当該種類株式を消却しております。なお、当社は2020年8月31日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
11. 当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 2020年11月27日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第8期から第12期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
13. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2020年11月27日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

年 月	変 遷 の 内 容
2009年 3月	東京都渋谷区渋谷にて多世代型コミュニティマンション事業を行う赤丸ホールディングス株式会社（現当社）〔資本金9,000千円〕を設立
2010年 5月	ハンドメイドマーケットプレイス「Creema」をリリースし販売を開始
2010年12月	初のリアルイベントとなる「HandMade In Japan AWARD by Creema」をドイツのベルリンにて開催
2013年 7月	日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes'」をスタート（以降本書提出日まで、東京で9回開催）
2014年 3月	ルミネ新宿2に常設エディトリアルショップである「Creema Store 新宿」をオープン（本書提出日現在、2店舗を展開）
2014年 6月	株式会社クリームに商号変更
2014年12月	西日本最大級のハンドメイドイベント「Creema Craft Party」をスタート（以降本書提出日まで、大阪、台北で計7回の開催）
2016年 5月	台湾台北市に子会社 可利瑪股份有限公司を設立
2016年 7月	「Creema」中国語版の提供開始により香港・台湾事業をスタート
2016年10月	Creemaのプラットフォームを活用したPR支援業務として、法人向けに外部広告サービスの提供を開始
2017年 8月	新潟県糸魚川市「匠の里創生事業」とクリエイター支援における連携を皮切りに、地方創生領域にも進出
2017年 9月	地方創生を目的として全国各地で市を開く「Creema Craft Caravan」をスタート
2017年11月	クリエイター向けに「スピード振込サービス」の提供を開始し、会員サービスをスタート
2018年 9月	クリエイター向けに「作品プロモーション」機能をリリースし、内部広告サービスの提供を開始
2019年 5月	東京都港区に本社移転
2020年 6月	クリエイターの創造的な活動を支援する「Creema SPRINGS」をリリースし、クラウドファンディングサービスの提供を開始
2020年 8月	タレントの千秋氏が創業したハンドメイド関連サービス「ハローサーカス」をM&Aにより事業譲受
2020年11月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び海外子会社1社で構成されており、クリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントでの事業運営を行っております。

本事業は、「本当にいいものが埋もれてしまうことのない、フェアで新しい巨大経済圏を確立する」というビジョンの達成に向け、創作活動に取り組む全国のクリエイターと生活者（ユーザー）が、オンライン上で直接オリジナル作品を売買できるCtoCのハンドメイドマーケットプレイス「Creema」の運営を2010年より行ってまいりました。

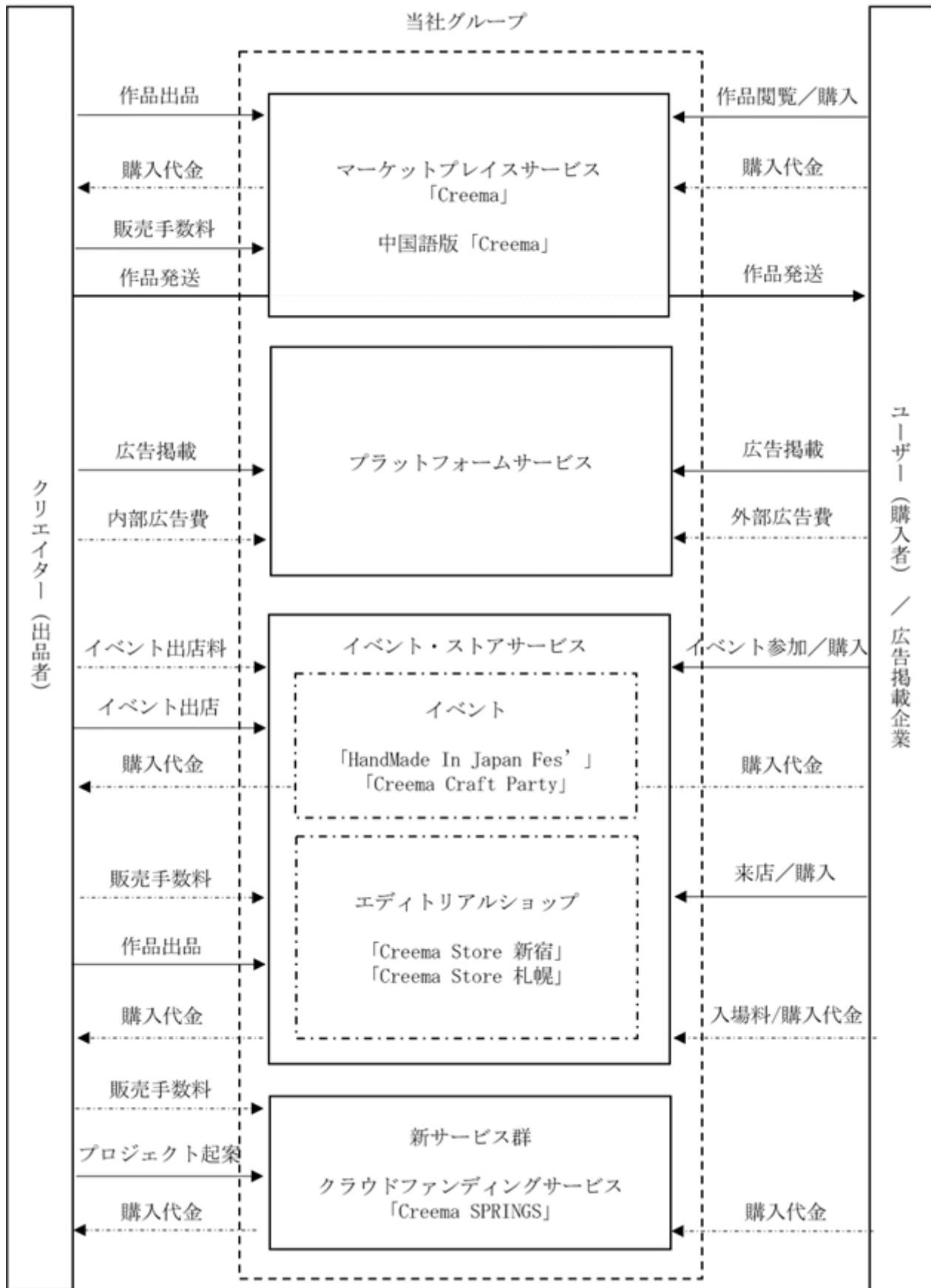
また2013年以降は、1開催あたり5万人の来場者を動員する、日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes'（東京ビッグサイト）」等の大型イベント開催や、常設ショップ「Creema Store（新宿・札幌）」の運営等、「Creema」に出店するクリエイターにさらなる活躍の場を提供すると同時に、生活者（ユーザー）がリアルな場で作品に触れられる機会を数多く創出することで、日本のクラフト文化を創造・牽引しながら、クリエイターの活動支援に長年注力して参りました。

上述のとおり、当社グループの事業活動はクリエイターの活動支援に注力してきた関係から、本業として作家活動を行うクリエイターや、これから本格的に作家としての活動を志望しているクリエイター等、プロ志向のクリエイターによるコミュニティが形成されております。品質の高いプロ志向のクリエイターの作品が多く集まるため、当社グループのマーケットプレイスでは高品質な作品を求める生活者（ユーザー）の安定的な集客が可能となっており、これが感度の高い良質なコミュニティの構築につながり、当社グループのサービスにおける明確な独自性・競争優位性のひとつとなっています。

当社グループの収益は、マーケットプレイスサービスにおける「Creema」上での販売手数料収入に加え、プラットフォームサービスにおける各種広告収入、イベント・ストアサービスにおける出店料・入場料、及び販売手数料収入、そして、クラウドファンディングサービスの成約手数料等から構成されています。

以下に当社グループの事業系統図を記載いたします。

(事業系統図)





< 具体的な製・商品またはサービスの特徴 >

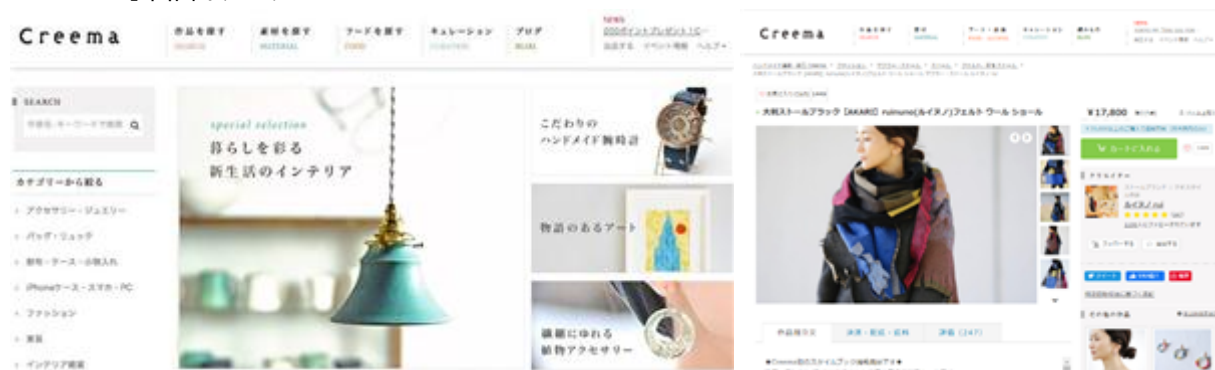
(1)マーケットプレイスサービス

「Creema」はオンライン上で個人が直接、オリジナルのハンドメイド作品を売買できるCtoCマーケットプレイスであり、当社の中心的なサービスです。「Creema」は日本国内におけるハンドメイドマーケットプレイスの先駆的サービスでもあり、2010年5月のリリース以降、多くのクリエイターに参画いただき、現在では21万人のクリエイターが出店する場となっています。

「Creema」では、クリエイターが自身の作品を当社のマーケットプレイスに出品し、ユーザーがその作品を購入する際、当社が決済の仲介を行い、購入代金から一定の販売手数料を当社が差し引き、その残金を売上金としてクリエイターに入金するというビジネスモデルとなっています。

「Creema」では、各クリエイターのページに掲示板を設けており、掲示板を使ってユーザーがクリエイターに直接連絡を取ることができます。作品に関する質問をしたり、オーダーメイドや発注数の相談をしたりといったコミュニケーションも可能となっており、オンラインでの購買でありながら「つながる楽しさ」も提供しております。また、クリエイターはこうしたコミュニケーション機能を通じて、クリエイター自身のファン構築をすることもでき、本業としての活動を広げることが可能となっています。

< 「Creema」画面イメージ >



2016年7月には、海外展開の第一歩として、中国語版「Creema」をリリースするとともに、海外子会社「可利瑪股份有限公司」を台湾（台北市）に設立いたしました。中国語版「Creema」のリリースにより、日本国内で活動するプロ・セミプロのクリエイターが、台湾・香港のユーザーに向けて自身の作品を簡単に出品することが可能となりました。また、日本にいるユーザーも、台湾・香港のクリエイター作品を手軽に購入できるようになっております。国境を越えての出店はすべて事前審査制としているため、作品品質を維持しつつ、越境取引でもユーザーに安心してお買い物を楽しんでいただける仕組みとなっています。サイト、出品、取引メッセージまで、中国語版「Creema」はすべて中国語（繁体字）化しており、出品やメッセージのやりとりには自動翻訳機能が対応しているため、安心してスムーズな取引が可能です。さらに、日本語・中国語が堪能かつ、台湾・香港のECに精通したスタッフが、出品や取引に関するコミュニケーションに対して全面的なサポートを行っております。そのため、クリエイター・ユーザーともに、利用しやすい環境が実現されていると言えます。

設立当初より「本当にいいものが埋もれてしまうことのない、フェアで新しい巨大経済圏を確立する」というビジョンの達成に向け、クリエイター支援を主軸として「Creema」を運営してきました。そうした企業姿勢・各種取り組みの結果、業界内でもプロ及びプロを目指すクリエイターの出品が出品作品の中心となっており、品質の高い作品が集まるハンドメイドマーケットプレイスとしての地位を確立、現在まで次表のとおり急成長を遂げております。

< 「Creema」重要指標推移表 >

	2019年 2月期末 実績	2020年2月期末		2021年2月期末	
		実績	前期比	実績	前期比
登録作品数（万点）	694	866	124.7%	1,131	130.7%
アプリダウンロード数 （万回）	837	973	116.2%	1,120	115.1%
流通総額（百万円）	7,875	8,998	114.3%	15,419	171.4%

登録作品数はサービス開始時点から当該期末までの累積数、アプリダウンロード数はアプリリリース時点から当該期末までの累積数、流通総額は当該期間の合計。

## (2)プラットフォームサービス

「Creema」のプラットフォームを活用し、出店クリエイター・企業・地方公共団体のマーケティング支援等を行うプラットフォームサービスも提供しております。その一環として、作品プロモーションと呼ばれる広告機能を2018年9月にリリースし、内部広告サービスの提供を開始しました。これにより、クリエイターは自身の作品の広告を「Creema」上にある所定の広告枠に表示することができるようになりました。本サービスにより、クリエイターは、自身の作品を効果的に多くのユーザーに認知させることが可能となり、「Creema」出店クリエイターの売上増に貢献しています。なお、本広告機能はクリック課金型の収益モデルとなっており、表示された広告作品をユーザーがクリックするごとに、設定されたクリック単価をクリエイターが当社に支払う仕組みとなっています。

また、「Creema」のプラットフォーム上で蓄積された、巨大なユーザー基盤を活用し、企業や地方公共団体をクライアントとする広告サービスである外部広告サービスも提供しております。地方創生を目的として全国各地で市を開く「Creema Craft Caravan」や、Creemaプラットフォームを活用した伝統工芸士団体のデジタルシフト支援、また、様々な業種のメーカーとコラボレーションしてクリエイターが作品を制作する広告企画やタイアップ記事広告など、当社でしかできない独自性のある広告商品を多数提供しております。

上記のほか、会員向けのサービスとして、「Creema」での売上金の受け取りを、通常の振込日である月末まで待たずに早期に行いたいというクリエイターのニーズに対応するスピード振込サービスを提供しております。本サービスは、振込対象金額に所定の料率を乗じた手数料をいただいております。

## (3)イベント・ストアサービス

当社は、クリエイター作品の販路として、ハンドメイドマーケットプレイス（オンライン）の提供だけでなく、直接クリエイターとユーザーとをリアルの世界で結びつけるクラフトイベントやエディトリアルショップ（常設店舗）も積極的に展開しております。これらの展開は、当社サービスの認知度向上はもちろんのこと、クリエイターやユーザーとのエンゲージメント強化にも意味を持つと同時に、ハンドメイド市場やハンドメイドカルチャーの拡大にも貢献していると認識しています。そのため、イベント・ストアサービスは、クリエイターの支援、当社の収益サービスとしての位置づけにとどまらず、PR活動としての役割も持って取り組んでおります。

以下に当社が毎年定期的に関催している主要な2つのクラフトイベントを記載いたします。

### (a) 「HandMade In Japan Fes'」

2013年から「クラフトの市場/カルチャーを日本に確立するために、ミュージシャンにとつての音楽フェスと同様に、クリエイターにも祭典とよべるステージをつくりたい」という思いから、東京ビッグサイトにて「HandMade In Japan Fes'」を開催しております。イベント名称には「日本発のクリエイティブカルチャーを国内外に大きく発信していこう」という思いが込められています。

全国のクリエイターによる作品販売ブースやワークショップがあつまる「クリエイターエリア」、人気バンドのステージ等を楽しめる「ミュージック&プレイエリア」、手作りにこだわった「フードエリア」等で構成され、イベント出店者と来場者の感性が直接触れ合い、うねりを起こす、クリエイティブな2日間のフェスティバルとなっており、普段はオンライン上で作品の売買を行っているクリエイターとユーザーのリアルでの接点の場にもなっています。

2013年の開催以降、動員数を着実に伸ばし続けており、2013年開催時点では出店数約1,960店、来場者数約26,000人でしたが、2019年夏の開催時には出店数で約3,000店、来場者数は約50,000人を記録しました。現在では日本最大級のクラフトイベントと呼べる規模にまで成長しております。

### < 「HandMade in Japan Fes'」の開催風景 >



(b) 「Creema Craft Party」

「Creema Craft Party」は、丁寧であたたかなクラフトの世界が感じられる空間で、ものづくりの魅力を体感できる大規模クラフトイベントであり、大阪・台北（台湾）の2箇所で継続的に開催しています。クリエイターがオリジナル作品を販売する「マーケットエリア」、手作りにこだわった焼き菓子やパン等を販売する「フードエリア」、人気クリエイターによる「ワークショップエリア」等を設けております。

「Creema Craft Party」は、「HandMade In Japan Fes'」に続いて2014年冬に大阪で始まり、2018年は過去最大規模となる約3,000名の出店と約18,000人の来場となりました。今後も出店者・来場者ともに増加を見込んでおり、こちらも関西最大級のクラフトイベントとしての地位を確立しています。

また、2017年と2019年には台湾でも同様のイベントを開催しており、日本のクラフト文化を世界に発信する象徴的なイベントとなっています。

< 「Creema Craft Party」の開催風景 >



また、当社は「Creema」出店クリエイターの作品を展示販売する常設エディトリアルショップの企画、運営を行っております。クリエイターの作品出品料は無料とし、販売手数料を設定のうえ、当社にて販売受託を行っております。出店期間とテーマを決め、クリエイターからの出店の募集を実施。クリエイターの作品の世界観やクオリティ、価格等を重点的に評価した上で、出店の可否を決定しております。そのため、エディトリアルショップのテーマに沿った高品質な作品が常時ショップに並ぶ仕組みとなっています。

2014年にアクセサリを主軸とした「Creema Store 新宿」をオープン後、2019年3月には北海道にCreema Storeの2号店となる「Creema Store 札幌」をオープン。今後も、「Creema」で構築した豊富な作品基盤・ユーザー基盤を活用し、より一層リアルの世界での展開を強化してまいります。

< エディトリアルショップの外観 >



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千台湾ドル)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 可利瑪股份有限公司	台湾 台北市	2,000	クリエイターエン パワーメント 事業	100	役員の兼任あり

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2021年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
クリエイターエンパワーメント事業	73 〔12〕
合計	73 〔12〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員は除く)は、年間の平均人員を外数で〔 〕内に記載しております。  
2. 当社グループはクリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
3. 従業員数が当連結会計年度中において12名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う人員の増加によるものであります。

##### (2) 提出会社の状況

2021年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
73 〔12〕	31.0	2.4	4,997

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員は除く)は、年間の平均人員を外数で〔 〕内に記載しております。  
2. 当社はクリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
3. 従業員数が当期中において12名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う人員の増加によるものであります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループでは、「まるくて大きな時代をつくろう」を企業理念に、その実現に向けた第一弾の事業として、クリエイターエンパワーメント事業を推進しています。

日本ならびに中国語圏におけるグローバルハンドメイドマーケットプレイス「Creema」の運営を行うマーケットプレイスサービス、「Creema」のプラットフォームを活用し、出店クリエイター・企業・地方公共団体のマーケティング支援を行うプラットフォームサービス、日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes' (東京ビッグサイト)」等の大型イベントの開催や、「Creema Store (新宿・札幌)」等の店舗を展開するイベント・ストアサービス、さらには、クリエイターの創造的な活動を応援することに特化したクラウドファンディングサービス「Creema SPRINGS」をはじめとする新サービス群など、クリエイターの活動を支援するサービスを様々な角度から展開し、まだ見ぬ巨大なクリエイター経済圏の確立と、クラフトカルチャーの醸成に力を注いでおります。

#### (2) 経営戦略等

当社グループでは、マーケットプレイスサービスにてクリエイター数・ユーザー数（アプリDL数や訪問数等）を安定的に積み上げつつ、マーケットプレイスの運営を通じて構築される豊富なユーザー基盤、プラットフォーム基盤を活用し、広告サービスやイベント・ストアサービス等、周辺領域でのサービス収益もスケールさせていくモデルとなっております。そのため、今後においても、事業の基盤であり起点となるマーケットプレイスサービスの品質向上を通じたストック収益とプラットフォーム基盤の強化に対し優先的にリソースを投下しつつ、そこで得た有形・無形の資産を活用する新サービス群にもリソースを投下することで、シナジーの効く事業領域で収益の多角化を図って参ります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの事業においては、中心的なサービスである「Creema」の、プラットフォームとしての価値を高めることが重要であるため、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、登録作品数、アプリダウンロード数及び流通総額であると考えております。

#### (4) 当社グループの経営成績に影響を与える経営環境

日本のハンドメイドマーケット市場は、2010年、日本初のハンドメイドマーケットプレイス「Creema」を当社がリリースしたことに端を発する比較的新しい市場であり、現在の国内市場では、当社グループが運営する「Creema」と、GMOペパボ株式会社が運営する「minne」の二大サービスが市場を牽引しております。

一般社団法人日本ホビー協会が発行している『ホビー白書2018年版』によれば、日本のハンドメイドマーケット市場の直近4カ年の年平均成長率（CAGR）は168%と非常に高い水準で推移しております。

また、近年ではスマートフォンの普及等を背景に個人間の電子商取引（CtoC）の市場が年々拡大を続けております。それにともない、個人によるECサイトの開設や、企業によるECサイトの提供が増加基調にあり、このトレンドも相まってオンライン上でのハンドメイド製品の流通も一般化しており、今後も市場規模は引き続き一定水準以上の高成長率で拡大することが見込まれます。

さらに、当社グループのマーケットプレイスはプラットフォームとしての一面を持つため、流通規模が拡大するにつれて、取引に携わるクリエイター数や会員数、作品数等が増加し、それに伴い、プラットフォームとしての価値も高まっていく構造にあります。プラットフォームとしての価値の高まりが、我々のプラットフォームが生み出す収益、例えば広告サービスからの収益や、クリエイター・会員向けの支援サービスの収益を押し上げることで、当社グループの事業が関わる市場規模は一層拡大していきます。そのため、当社グループのサービスの潜在市場規模は、単純なハンドメイドマーケット市場の市場規模を優に超える巨大なポテンシャルを保持していると考えております。

足元では、新型コロナウイルスの影響により、人々の生活様式や消費行動にも大きな変化がみられています。当社グループにおいても、大型イベントの開催中止や実店舗の休業・閉店を余儀なくされるなど、売上の減少要因となる影響が出ている一方、マーケットプレイスサービスにおいては「巣ごもり消費」のニーズを捉えて、売上を大きく伸ばしている他、従来より進めて参りました収益モデルの複層化の進展もあり、事業全体としては堅調に成長することができており、現時点において、新型コロナウイルスの当社事業への影響は限定的であると考えております。

新型コロナウイルスの収束には、相当程度の時間を要すると想定しており、また、収束後であっても、人々の生活様式等が元の通りに戻るとは限らないと想定されます。当社は常に、世の中の変化に迅速かつ柔軟に対応し、市場の動向やトレンド、ニーズを的確に捉えた経営を行っていく所存であります。

なお、2020年3月より、当社グループでは、従業員の安全を最優先し、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、時差通勤およびリモートワークの導入等を行っておりますが、現状、事業継続にあたって大きな問題は生じておりません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、今後の日本経済は、先行き不透明な状況が継続するものと推察されます。一方で、当社グループが関連するD2C領域及びハンドメイド・クラフト領域においては、そのニーズの高まりから、日本国内において、その市場規模は大きな成長を続けている状況にあり、今後もこのトレンドが一定程度継続するものと考えております。

このような経済状況・市場環境の中、2022年2月期には、2021年2月期に引き続き、市場におけるリーディングカンパニーとしての地位を維持するとともに、更なる成長を目指し、ユーザーへの提供価値及びサービス規模の最大化を第一に考えた事業運営を行い、クリエイターの方々にとって「一番売れる」「一番使いやすい」「一番信頼できる」サービスの構築を目指すとともに、ユーザーの方々にとっても「一番購入しやすい」「一番ステキな作品が見つかる」「一番信頼できる」サービスとなるべく、工夫・改善を続け、業績の継続的な成長率引き上げを目指して参ります。

具体的には、マーケットプレイスサービスにおいては、当社の主力サービスである「Creema」プロダクトの磨き込みを引き続き行い、クリエイター・ユーザー双方の利便性を一層高めるとともに、各種マーチャンダイジングやキャンペーン施策の実施を推進することで、流通総額の最大化を図って参ります。

プラットフォームサービスにおいては、「Creema」上でクリエイターが自身の作品をPRできる「内部広告」サービスの利用を促進すべく、機能開発・キャンペーン施策を行うとともに、企業や地方公共団体がクライアントとなる「外部広告」サービスにおいては、タイアップ記事広告やクリエイターコラボ企画など、当社にしかできないオンライン広告サービスを主軸に積極的に受注を進めて参ります。また、クリエイターの方々により一層ご活躍いただくべく、コンサルティングやセミナー等も今以上に充実させて参ります。

イベント・ストアサービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を鑑みた上で、日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes'」や「Creema Craft Party」等の大型ハンドメイドイベントの開催を段階的に復活させたいと考えております。また、札幌・新宿に2店舗を構える「Creema Store」においても、消費生活の変化やトレンド変容を踏まえたマーチャンダイジングを強化することで、新しい生活環境下におけるハンドメイドプロダクトのある暮らしを提案し、事業を成長させていきたいと考えております。

これらの主要サービスに加え、クラウドファンディングサービス等、2021年2月期より始めた各種新規サービスの拡大を図るとともに、次なる成長の柱を育てるべく、当社が保有するプラットフォーム基盤とシナジーのある領域を中心に、新たな事業の立ち上げに向けて準備を進めて参ります。

これら全ての施策を連携させながら、ユーザー価値の最大化を図ると同時に、当社サービス及び市場の拡大、クリーム経済圏の確立に取り組んで参ります。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) インターネット関連市場について

当社グループはオンラインマーケットプレイス「Creema」の運営を主力サービスとし、同サイト上からの販売手数料収入と広告収入を主な収益源としています。同サービスの持続的な成長のためには、インターネットにおける技術の改善、環境の整備、そして利用の拡充が今後とも継続することが重要な要因と考えております。しかしながら、革新的な新技術や大幅な規制変更により、インターネット関連市場の利便性が損なわれ、今後のインターネットショッピングサイトの運営の遂行が困難になった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) ビジネスモデルや消費者の嗜好の変化について

当社グループが主力サービスを運営するインターネット業界は、技術革新のスピードが速く、新技術の開発、新しいビジネスモデルによる新規参入者、顧客のニーズの変化等のリスクが存在します。そのため当社グループの事業の成長及び成功は、このような経営環境の変化に対して、迅速かつ柔軟に対応する経営執行能力及び技術開発力に依存しています。しかしながら、当社グループが、このような事業環境の変化に機敏に対応できず、消費者のニーズを取り込むことができない場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) サービスの健全性の維持について

当社グループが運営するオンラインマーケットプレイスは、クリエイター（出店者）とユーザー（購入者）の間での取引の場としてのプラットフォームを提供しています。当社グループでは、プラットフォームとしての健全性確保のため、サービス内における禁止事項を利用規約に明記し、当社グループのサービスにおいて禁止行為を排除するための監視を行うとともに、通報制度を設けています。

しかしながら、当社グループのサービスにおいて、知的財産権を侵害する行為、詐欺その他の法令違反行為等が行われた場合や、禁止事項を発見または排除することができないことにより、プラットフォームとしての健全性を確保できない場合、当社グループのサービスに対する信頼性が低下し、会員離れが発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) システムトラブルについて

当社グループはオンラインマーケットプレイスの運営が主力サービスであり、その安定的な運用のためのシステム強化及びセキュリティ対策に注力しています。しかしながら、システムへの一時的な過負荷、ソフトウェアの不具合、外部からの不正なアクセスによるシステムへの侵入、地震や火事等の災害、予期せぬ電力供給の停止、事故等によって、当社グループのシステムがダウンした場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 当社グループ運営サイトの会員間トラブルが与える影響について

会員（クリエイター及びユーザー）間でトラブルが発生し、会員が当社グループへトラブル内容の連絡をしてきた場合、当社で事実確認を行ったうえで、該当会員への説明及びトラブルの原因となった事項の改善を求め、また、当社グループの判断によっては当社運営サイトの利用制限を設ける等の措置を講じております。

しかしながら、すべての会員が当社グループの対応に納得するとは限らないため、当社グループ及び当社グループ運営サイトに対する評判の低下、または風評により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 情報セキュリティについて

当社グループは、第三者からのサーバー等への侵入に対して、ネットワーク監視システム等で常時モニタリングを行い、データの送受信にあたっては暗号化を行う等のセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、ハッカー等の悪意をもった第三者の攻撃等により、顧客情報及び顧客の有する重要な情報を不正に入手される可能性や、顧客が利用するデータが改竄される可能性、または各サービスへの急激なアクセス増加に伴う負荷や自然災害等に起因するデータセンターへの電力供給の停止等、予測不可能な要因によってシステムが停止する可能性は否定できません。

このような事態が生じた場合には、当社グループに対する法的責任の追求、企業イメージの悪化等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 個人情報の管理について

当社グループは、オンラインマーケットプレイスの運営が主力サービスであり、そこで扱っている会員等の個人情報につきまして、システムを設計するうえでの配慮は当然ながら、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定や外部のデータセンターでの厳重な情報管理等、サーバー、管理画面及び物理的な側面からもその取り扱いに注意を払っております。

また、社内での個人情報保護に関する研修を行っており、個人情報を漏洩した際のリスクを含め個人情報保護の重要性の認識の周知徹底を行っております。

しかしながら、外部からの不正アクセスや、故意または過失による情報漏洩、またそれら以外の想定していない事態は完全には排除できないことから、個人情報の外部流出等が発生する可能性があります。

このような事態が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 知的財産権について

当社グループは、運営するサイト及びイベントの名称について商標登録を行っており、当社グループが使用する知的財産権の保護を図っています。しかしながら、当社グループの知的財産権が第三者に侵害された場合、または知的財産権の保護のために多額の費用が発生する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、第三者の知的財産権の侵害を行わないよう監視を行っていますが、知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起された場合、またその紛争解決のために多額の費用が発生する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 第三者への依存について

当社グループは、ユーザーにスマートフォン向けアプリを提供していることから、Apple Inc.及びGoogle LLCが運営するプラットフォームを通じてアプリを提供することが现阶段の当社グループの事業にとって重要な前提条件となっております。また、当社グループは、ユーザーの決済手段として、クレジットカード決済、コンビニ決済等の外部の事業者が提供するサービスを導入しています。したがって、これらの事業者の動向、事業戦略及び当社グループとの関係等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは商品の配送についてヤマト運輸株式会社や日本郵便株式会社等の配送業者に依存していることから、今後これらの配送業者について取引条件の変更、事業方針等の見直し及び配送状況の変化等があった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 人材の確保と育成について

当社グループは、継続的な成長を達成するためには、優秀で熱意のある人材を確保し育成することが重要な課題の一つであると認識しており、優秀な人材の確保、育成及び活用に努めております。しかしながら、当社グループが求める優秀な人材を計画どおりに確保できなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 組織体制と内部管理体制について

当社グループの組織体制は小規模であり、内部管理体制もそれに準じたものとなっておりますが、今後の事業の成長とともに人員増強及び人材育成を図り、内部管理体制の一層の強化に努める方針であります。しかしながら、内部管理体制強化のための施策が十分に執行できず、内部統制管理に重大な不備が発生した場合や財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 新規事業について

当社グループは、今後のさらなる事業拡大及び非連続的な成長を目指し、新サービスや新規事業に取り組んでいく方針であります。新規投資においては、将来性を考慮し慎重な判断を行う考えではありますが、人材、システム開発、固定資産や広告宣伝費等の追加投資が発生する可能性があります。そのような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新サービスや新規事業の属する市場の拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げることができない可能性があり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、当該事業用資産の処分や減損により損失が生じる可能性があり、そのような場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



(13) 自然災害等について

大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、システム開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限、配送網の分断、混乱等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新型コロナウイルス等の感染症の影響について

新型コロナウイルスに代表される感染症・伝染病の流行等によって、拡散脅威や外出禁止令による経済活動の停滞や、国内消費量が減退する可能性があります。そのような環境の中でも、当社グループが属するハンドメイド業界では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための生活様式変容における「巣ごもり消費」が活況となることで継続的な需要が期待できるものと考えております。しかしながら、感染症の流行が長期化することで、実店舗での業績悪化が拡大することや、イベントの開催自粛の継続、直接顧客訪問ができないことで新規営業活動が想定通りに進まなくなるなどのリスクがあると考えております。これらのリスクが顕在化した場合は、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 関連法規制について

当社では、「Creema」上で発生した取引の代金を当社にて一時的にお預かりし、作品到着後にクリエイターに代金をお支払いする「あんしん決済システム」や、作品プロモーションサービスにおいて、クリエイターから広告費用としてデポジット金額を受領の上、作品プロモーションの利用料金をそのデポジット金額から充当するなど、決済領域での会員への価値も提供しておりますが、いずれも資金決済に関する法律に定める資金移動業や前払い式支払い手段の発行には該当せず、資金決済に関する法律の適用を受けておりません。当社グループでは事業運営にあたり、上記の資金決済に関する法律のほか、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、特定商取引に関する法律、著作権法、意匠法、商標法、個人情報保護に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、電気通信事業法、これら法令に抵触することが無いよう、顧問弁護士等の外部専門家と協議し、法改正等の情報収集を行い、従業員教育等を徹底するとともに、法令遵守体制の構築と強化を図っております。

しかしながら、これらの法令の改正や新たな法令の制定、監督官庁の見解の変更、社会構造の変化等想定外の事態の発生等により当社グループの展開する事業が法令に抵触した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 繰越欠損金の解消による影響等について

当社は、過年度において当期純損失を計上していたため、税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新株予約権について

当連結会計年度末における新株予約権による潜在株式は、464,000株であり、発行済株式総数6,661,100株の7.0%に相当します。当社の株価が行使価格を上回り、かつ権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(18) ベンチャーキャピタル等の株式保有割合について

当連結会計年度末におけるベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が所有している株式数は1,311,000株であり、発行済株式総数6,661,100株に占める割合は19.7%となっております。

一般的にベンチャーキャピタル等が未上場会社の株式を取得する場合、株式公開後には保有する株式を売却し、キャピタルゲインを得ることがその目的のひとつであります。当社におきましても、当社の株式公開後、既にベンチャーキャピタル等が保有する当社株式の一部が売却されていますが、今後もベンチャーキャピタル等の保有株式の売却によって当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態の状況

###### （資産）

当連結会計年度末における総資産は、3,694,261千円となり、前連結会計年度末に比べ1,750,468千円増加いたしました。主な増減要因は、現金及び預金の増加1,481,777千円によるものであり、これはマーケットプレイスサービスにおける取引量の増加、利益の創出によるキャッシュの積み上がり及び2020年11月に東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株発行に伴うものであります。

###### （負債）

当連結会計年度末における負債合計は、2,612,431千円となり、前連結会計年度末に比べ707,707千円増加いたしました。主な増減要因は、預り金の増加516,213千円によるものであり、これはマーケットプレイスサービスにおける取引量の増加に伴うものであります。

###### （純資産の部）

当連結会計年度末における純資産合計は、1,081,829千円となり、前連結会計年度末に比べ1,042,760千円増加いたしました。主な増減要因は、2020年11月に東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株発行により資本金が432,703千円、資本剰余金が432,703千円増加したこと及び親会社株主に帰属する当期純利益178,368千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

##### 経営成績の状況

当社グループでは、「まるくて大きな時代をつくろう」を企業理念に、その実現に向けた第一弾の事業として、クリエイターエンパワーメント事業を推進しています。

日本ならびに中国語圏におけるグローバルハンドメイドマーケットプレイス「Creema(クリーム)」の運営を行うマーケットプレイスサービス、「Creema」のプラットフォームを活用し、出店クリエイター・企業・地方公共団体のマーケティング支援を行うプラットフォームサービス、日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes'（東京ビッグサイト）」等の大型イベントの開催や、「Creema Store（新宿・札幌）」等の店舗を展開するイベント・ストアサービス、さらには、クリエイターの創造的な活動を応援することに特化した購入型クラウドファンディングサービス「Creema SPRINGS」など、クリエイターの活動を支援するサービスを様々な角度から展開し、まだ見ぬ巨大なクリーム経済圏の確立と、クラフトカルチャーの醸成に力を注いでおります。

当連結会計年度は、マーケットプレイスサービスにおいて、前期から力強い成長トレンドが継続していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のための生活様式変容における「巣ごもり消費」のニーズを捉えた各種マーチャンダイジング・キャンペーン施策の展開が功を奏し、マーケットプレイス全体の利用者数・購入品数が大きく伸長しました。加えて、スマートフォン向けサイトのリニューアルや、作品カテゴリーの刷新をはじめとした「Creema」プロダクトのユーザービリティの改善や、カスタマーサポートの強化等にも取り組み、「Creema」の体験価値向上にも努めました。また、オンラインのライブ配信イベント「どこでもハンドメイドインジャパンフェス（HMJ）」の開催や、新規顧客獲得を目的とした「Creema」のテレビCMも放映いたしました。これにより、当連結会計年度における流通総額は15,419,905千円（前年比171.4%）、売上高は1,531,636千円（前年比172.7%）での着地となりました。

プラットフォームサービスにおいては、「Creema」のプラットフォームならびにユーザー基盤を活用した企業・地方公共団体向けのPR支援を行う外部広告サービスで、大手メーカーをはじめとする様々な企業とのコラボレーション企画やPR案件の受託が進むと同時に、伝統工芸産業のデジタルシフト支援や地方自治体のプロモーション等の受注・納品が進みました。また、クリエイターが自身の作品を「Creema」上でプロモーションできる内部広告サービスでは、広告運用の利便性向上を目的としたダッシュボード画面の刷新や、広告サービスの利用促進のための各種キャンペーン等に引き続き取り組んだ結果、その利用者が堅調に推移いたしました。この結果、売上高は430,703千円（前年比149.4%）での着地となりました。

イベント・ストアサービスにおいては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等による影響を大きく受けました。まず、ストア領域では、当社ストアが出店するショッピングセンターが4月下旬以降、次々と休業となったため、当社ストアも全店が約1カ月の間、営業ができない状態になったことに加え、再開後もお客様の来店離れが継続しました。そのため、戦略の見直しが必要であると判断し「Creema & Essence（コロド室町テラス）」、「Creema Store 熊本（SAKURA MACHI Kumamoto）」と、「暮らしとクリーム（二子玉川ライズ）」の3店舗を閉店いたしました。また、イベント領域でも、毎年開催してきた関西最大級のクラフトイベント「Creema Craft Party（インテックス大阪）」及び、日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes'（東京ビッグサイト）」の開催を断念するに至りました。これらの状況が重なった結果、売上高は85,581千円（前年比25.4%）での着地となりました。

上記に加え6月には、クリエイターの創造的な活動を応援することに特化した購入型クラウドファンディングサービス「Creema SPRINGS」をリリースしました。リリース後、多くのクリエイターから多様かつ魅力的なプロジェクトが起案され、その多くが目標支援金額を達成しております。また、8月には、タレントの千秋氏が創業・団長を務め、ハンドメイド関連事業を展開する「ハローサーカス」の事業及び商標権をM&Aにより譲受しました。譲受後は、「Creema」と「ハローサーカス」間で各種キャンペーンをはじめとする様々な連携施策を実施するなど、クリエイターの方々の活動を今まで以上にエンパワーメントすべく、サービス領域の拡張、提供価値の向上に努めて参りました。

これら全てのサービスを連携させることにより、ユーザー価値の最大化を図ると同時に、当社グループのサービスの認知度向上及び市場の拡大、クリーム経済圏の確立に取り組んでおります。その結果、当連結会計年度におけるクリエイター数は約21万人、登録作品数は約1,100万点、スマートフォンアプリのダウンロード数は約1,100万回を突破しました。

以上の結果、当連結会計年度における全社業績は、売上高2,062,479千円（前年比135.9%）、営業利益226,094千円（前年比464.4%）、経常利益204,796千円（前年比446.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益178,368千円（前年比206,403千円増）となりました。

なお、当社グループでは、クリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ、1,481,777千円増加し、2,885,204千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、689,240千円（前連結会計年度は164,590千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上146,466千円、預り金の増加515,056千円、売上債権の増加198,684千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、5,926千円（前連結会計年度は29,195千円の使用）となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出6,000千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、796,390千円（前連結会計年度は422,732千円の獲得）となりました。これは主に、株式の発行による収入859,422千円によるものであります。

#### 生産、受注及び販売の実績

##### a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

##### b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

##### c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはクリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
クリエイターエンパワーメント事業	2,062,479	135.9
合計	2,062,479	135.9

（注）1. 主要な相手先別の販売実績及び当該総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針、見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える判断・仮定・見積りを必要としております。経営者は、これら貸倒引当金とポイント引当金等に関する判断・仮定・及び見積りについては過去の実績等に基づき、固定資産の減損処理については過去の実績等に基づいて将来キャッシュ・フローを予測し、また、繰延税金資産の回収可能性については過去の実績等に基づいて将来の課税所得を予測し、これらにつき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響の仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご参照ください。

b. 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

c. 当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性について

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。当社グループの資金需要のうち主なものは、当社グループのサービスの認知度向上及び会員獲得のための広告宣伝費、及び事業拡大のための開発にかかる人件費及び外注費であり、さらにM&A等の投資を実施していく方針であります。これらの資金需要につきましては、自己資金、金融機関からの借入及び新株発行等により資金調達していくことを基本方針としておりますが、財政状態を勘案しつつ、資金使途及び需要額に応じて、柔軟に検討を行う予定であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性がありますと認識しております。

そのため、当社は常に市場動向、政府の政策に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保と育成等に力を入れ、当社の経営成績に重要な影響を与えるリスクに対し、適切に対応を行ってまいります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、登録作品数、アプリダウンロード数及び流通総額を重要な経営指標と位置付けております。

当該指標については、次表のとおり継続的に増加しており、当連結会計年度末の登録作品数は、前連結会計年度末と比べ130.7%、アプリダウンロード数は同115.1%、また、流通総額は同171.4%の水準となっております。これは、現時点において予定通りの進捗となっており、今後の業績に寄与するものと期待できることから、順調に推移しているものと認識しております。

< 「Creema」重要指標推移表 >

	2019年 2月期末 実績	2020年2月期末		2021年2月期末	
		実績	前期比	実績	前期比
登録作品数(万点)	694	866	124.7%	1,131	130.7%
アプリダウンロード数 (万回)	837	973	116.2%	1,120	115.1%
流通総額(百万円)	7,875	8,998	114.3%	15,419	171.4%

登録作品数はサービス開始時点から当該期末までの累積数、アプリダウンロード数はアプリリリース時点から当該期末までの累積数、流通総額は期末時点の各期の合計

#### 4【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年4月9日開催の取締役会において、株式会社FANTISTの株式を取得して同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) 株式取得による子会社化」をご参照ください。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、560千円であります。その内容は、イベントPV等の動画撮影に使うカメラ機材351千円、エンジニアのPC208千円によるものであります。

なお、重要な設備の除却または売却等はありません。また、当社グループはクリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2021年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物及び構築物	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	本社機能	10,301	2,475	12,777	67 〔2〕
Creema store 札幌 (北海道札幌市中央区)	店舗機能	3,267	2,473	5,740	2 〔4〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 上記の他、建物は賃借設備であり、その年間賃借料は79,868千円(本社48,372千円、Creema store 札幌13,345千円、その他18,150千円)であります。  
4. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員は除く)は、年間の平均人員を外数で〔 〕内に記載しております。  
5. 当社はクリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

##### (2) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,904,000
計	23,904,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2021年5月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,661,100	6,661,100	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,661,100	6,661,100	-	-

(注) 1. 当社株式は2020年11月27日付で、東京証券取引所マザーズに上場しております。

2. 「提出日現在発行数」には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】  
【ストックオプション制度の内容】  
第2回新株予約権

決議年月日	2013年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	46(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2、5
新株予約権の行使期間	2015年9月1日～2023年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することができるものとする。

イ. 6ヶ月経過後: 3分の1

ロ. 1年6ヶ月経過後: 3分の1

ハ. 3年経過後: 3分の1

(6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)



る) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。) の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- 5 . 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2015年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11
新株予約権の数(個)	30(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2、5
新株予約権の行使期間	2017年2月28日～2025年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することができるものとする。
  - イ. 6ヶ月経過後：3分の1
  - ロ. 1年6ヶ月経過後：3分の1
  - ハ. 3年経過後：3分の1
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に

対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2015年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	10(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)3、5
新株予約権の行使期間	2015年2月28日～2025年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 253.0 資本組入額 126.5(注)5
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,000円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2016年2月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 19
新株予約権の数(個)	22(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	277(注)2、5
新株予約権の行使期間	2018年3月1日～2026年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 277.0 資本組入額 138.5(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することができるものとする。
  - イ. 6ヶ月経過後：3分の1
  - ロ. 1年6ヶ月経過後：3分の1
  - ハ. 3年経過後：3分の1
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日

の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2018年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 30
新株予約権の数(個)	41(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 41,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	290(注)2、5
新株予約権の行使期間	2020年2月27日～2028年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 290 資本組入額 145(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することができるものとする。
  - イ. 6ヶ月経過後：3分の1
  - ロ. 1年6ヶ月経過後：3分の1
  - ハ. 3年経過後：3分の1
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日

の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- 5 . 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



第9回新株予約権

決議年月日	2018年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	117(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 117,000(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	290(注)3、5
新株予約権の行使期間	2018年2月27日～2028年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 293.182 資本組入額 146.591 (注)5
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,182円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

決議年月日	2019年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 2 当社従業員 18
新株予約権の数(個)	72(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 72,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	312(注)2、5
新株予約権の行使期間	2021年2月27日～2029年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 312 資本組入額 156(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、顧問又は従業員としての地位を失った場合、新株予約権を行使することができないものとする。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することができるものとする。
  - イ. 6ヶ月経過後：3分の1
  - ロ. 1年6ヶ月経過後：3分の1
  - ハ. 3年経過後：3分の1
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。) の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- 5 . 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

決議年月日	2019年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	49(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 49,000(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	312(注)3、5
新株予約権の行使期間	2019年2月27日～2029年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 315.247 資本組入額 157.624 (注)5
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,247円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権

決議年月日	2020年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 33
新株予約権の数(個)	60(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	336(注)2、5
新株予約権の行使期間	2022年2月27日～2030年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 336 資本組入額 168(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、顧問又は従業員としての地位を失った場合、新株予約権を行使することができないものとする。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することができるものとする。
  - イ. 6ヶ月経過後：3分の1
  - ロ. 1年6ヶ月経過後：3分の1
  - ハ. 3年経過後：3分の1
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日

の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- 5 . 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権

決議年月日	2020年2月26日
付与対象者の区分及び人数(社)	当社取締役の資産管理会社 1
新株予約権の数(個)	17(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,000(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	336(注)3、5
新株予約権の行使期間	2020年2月27日～2030年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 342 資本組入額 171 (注)5
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において記載すべき内容が、当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき5,367円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年5月20日 (注)1	B種優先株式 516	普通株式 3,700 A種優先株式 828 B種優先株式 516	189,888	487,350	189,888	483,850
2018年1月25日 (注)2	C種優先株式 432	普通株式 3,700 A種優先株式 828 B種優先株式 516 C種優先株式 432	174,960	662,310	174,960	658,810
2018年11月30日 (注)3	D種優先株式 300	普通株式 3,700 A種優先株式 828 B種優先株式 516 C種優先株式 432 D種優先株式 300	150,000	812,310	150,000	808,810
2019年2月20日 (注)4	-	普通株式 3,700 A種優先株式 828 B種優先株式 516 C種優先株式 432 D種優先株式 300	712,310	100,000	708,810	100,000
2019年3月29日 (注)5	D種優先株式 200	普通株式 3,700 A種優先株式 828 B種優先株式 516 C種優先株式 432 D種優先株式 500	100,000	200,000	100,000	200,000

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年2月28日 (注)6	-	普通株式 3,700 A種優先株式 828 B種優先株式 516 C種優先株式 432 D種優先株式 500	100,000	100,000	100,000	100,000
2020年8月17日 (注)7	普通株式 2,276	普通株式 5,976 A種優先株式 828 B種優先株式 516 C種優先株式 432 D種優先株式 500	-	100,000	-	100,000
2020年8月17日 (注)8	A種優先株式 828 B種優先株式 516 C種優先株式 432 D種優先株式 500	普通株式 5,976	-	100,000	-	100,000
2020年9月3日 (注)9	普通株式 5,970,024	普通株式 5,976,000	-	100,000	-	100,000
2020年11月26日 (注)10	普通株式 113,000	普通株式 6,089,000	185,568	285,568	185,568	285,568
2020年12月30日 (注)11	普通株式 127,100	普通株式 6,216,100	208,723	494,292	208,723	494,292
2021年1月15日 (注)12	普通株式 445,000	普通株式 6,661,100	38,411	532,703	38,411	532,703

(注)1. B種優先株式の有償第三者割当増資

割当先 グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund IV, L.P.、KDDI新規事業育成2号投資事業有限責任組合、SMB Cベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合、丸林耕太郎

発行価格 736,000円

資本組入額 368,000円

2. C種優先株式の有償第三者割当増資

割当先 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合、MF-GB投資事業有限責任組合、SMB Cベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合、KDDI新規事業育成2号投資事業有限責任組合、

発行価格 810,000円

資本組入額 405,000円

3. D種優先株式の有償第三者割当増資

割当先 日本郵政キャピタル株式会社、アイ・マーキュリーキャピタル株式会社

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円

4. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、2019年2月20日付で資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が712,310千円減少（減少割合87.7%）、資本準備金が708,810千円減少（減少割合87.6%）しております。
5. D種優先株式の有償第三者割当増資  
割当先 SBI AI& Blockchain投資事業有限責任組合  
発行価格 1,000,000円  
資本組入額 500,000円
6. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、2020年2月28日付で資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が100,000千円減少（減少割合50.0%）、資本準備金が100,000千円減少（減少割合50.0%）しております。
7. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2020年8月17日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
8. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、2020年8月17日開催の取締役会決議により消却しております。なお、2020年8月31日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
9. 株式分割（1:1,000）によるものであります。
10. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）  
発行価格 3,570円  
引受価額 3,284.40円  
資本組入額 1,642.20円  
払込金総額 371,137千円
11. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）  
割当価格 3,284.40円  
資本組入額 1,642.20円  
割当先 株式会社SBI証券
12. 新株予約権の行使による増加であります。

（5）【所有者別状況】

2021年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	11	21	35	37	10	1,316	1,430	-
所有株式数（単元）	-	7,255	1,415	5,936	13,306	15	38,658	66,585	2,600
所有株式数の割合（%）	-	10.90	2.13	8.91	19.98	0.02	58.06	100	-

（注）自己株式43株は、「単元未満株式の状況」に43株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
丸林耕太郎	神奈川県横浜市港北区	1,939,900	29.12
アニマリズムグループ株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目4番20号	445,000	6.68
大橋優輝	神奈川県横浜市神奈川区	378,000	5.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	323,900	4.86
グローバル・ブレイン6号投資事業 有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	261,900	3.93
KDDI新規事業育成2号投資事業 有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	225,100	3.38
KDDI新規事業育成投資事業有限 責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	213,900	3.21
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人シティバンク、エヌ・ エイ)	LEVEL 6, 50 MARTIN PLACE SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	209,000	3.14
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	207,600	3.12
SBI AI&Blockchain投資事業有限責 任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	206,900	3.11
計	-	4,411,200	66.22

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、信託業務に係るものであります。

2. 2021年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書No. 2において、フィデリティ投信株式会社が2021年2月26日現在で545,200株保有している旨が記載されているものの、当社として2021年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書No. 2の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	545,200	8.18

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,658,500	66,585	1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式に記載の通りであります。
単元未満株式	普通株式 2,600	-	-
発行済株式総数	6,661,100	-	-
総株主の議決権	-	66,585	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得並びに会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 828	-
	B種優先株式 516	-
	C種優先株式 432	-
	D種優先株式 500	-
	普通株式 43	228,330
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当社は、株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2020年8月17日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて会社法第178条の規定に基づき、2020年8月17日開催の取締役会決議により消却しております。なお、当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の株式数は株式分割前の株式数であります。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 828 B種優先株式 516 C種優先株式 432 D種優先株式 500	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の 売出請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	普通株式 43	-	普通株式 43	-

(注) 2020年8月17日開催の取締役会決議により、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを消却しております。なお、当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で、当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の株式数は株式分割前の株式数であります。

### 3【配当政策】

当社は、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題の一つと位置付けておりますが、現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金は事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。数年後には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分につき本格的に検討を開始しますが、配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、当社は剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本方針としており、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年2月末日、中間配当の基準日は毎年8月末日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ 企業統治の体制の概要

##### ( ) 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名(うち1名は社外取締役)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

また、取締役会には監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(取締役会構成員の氏名等)

議長：代表取締役社長 丸林耕太郎

構成員：取締役 大橋優輝、取締役 唐木信太郎(社外取締役)

##### ( ) 監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常の活動の監査を行っております。常勤監査役は、取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受等法律上の権利行使の他、経営会議等の重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。非常勤監査役は、取締役会への出席の他、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要事項の決議を行っております。

また、内部監査担当及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行う等、密接な連携をとり監査機能の向上を図っております。

現在は、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて同使用人を配置することができるものとしております。

(監査役会構成員の氏名等)

議長：常勤監査役 谷口明彦(社外監査役)

構成員：監査役 岡田育大(社外監査役)、監査役 柴田千尋(社外監査役、戸籍名 坂本千尋)

##### ( ) 経営会議

経営会議は、当社代表取締役社長、取締役(社外取締役を除く)、執行役員並びに事務局等のその他代表取締役社長が指名する者で構成されており、毎月1回以上、定期的開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、取締役が業務執行を行うにあたり、業務に関する重要事項の決議、協議、報告を行っております。

(経営会議構成員の氏名等)

構成員：代表取締役社長 丸林耕太郎、取締役 大橋優輝、監査役 谷口明彦(社外監査役)、執行役員 伊藤彩紀、執行役員 大石哲生、執行役員 酒井将貴、執行役員 名古屋考平

##### ( ) 執行役員制度

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行のために、執行役員制度を導入しており、現在は4名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務執行を行っております。執行役員の任期は1年となっております。

##### ( ) 内部監査

当社では独立部門としての内部監査室は設置しておりません。しかし、当社の内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く当社の全部門及び子会社に対して業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。なお、自己の属する部門については、別の部門の担当者が業務監査を実施することで、自己監査とならない体制を構築しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善指示を出し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、監査の有効性を高めるため、内部監査担当と監査法人、監査役が適宜情報交換を行っております。



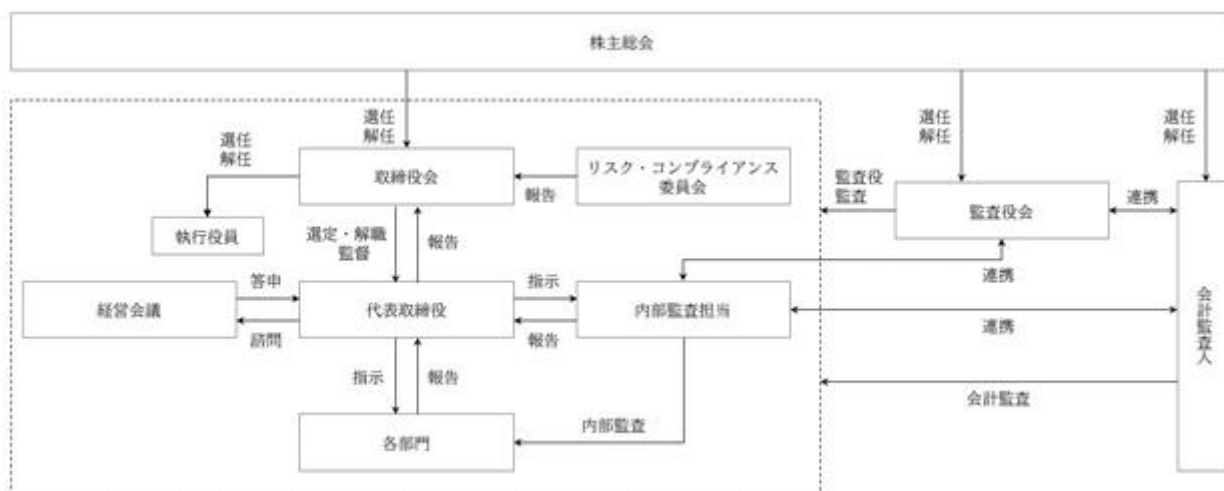
( ) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、グループ全体におけるリスクマネジメント及び法令・定款の遵守を徹底するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、その定例会を四半期に1回開催しております。本委員会には、代表取締役社長、取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役、各部門責任者及び子会社担当部門責任者が参加しており、リスク情報並びにリスクへの対処について定期的に情報共有・議論を行っております。

（リスク・コンプライアンス委員会の氏名等）

構成員：代表取締役社長 丸林耕太郎、取締役 大橋優輝、監査役 谷口明彦（社外監査役）、執行役員 伊藤彩紀、執行役員 大石哲生、執行役員 酒井将貴、執行役員 名古屋考平、コミュニケーション・デザインディビジョンゼネラルマネジャー 柴田恵、人事・総務ディビジョンシニアマネジャー 明道泰佑

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



□ 当該体制を採用する理由

当社は、現時点の事業規模及び事業内容を勘案した上で、的確かつ迅速な意思決定と業務執行、ならびに経営の効率性・健全性の担保が可能になると判断し、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備状況

当社は2018年5月23日開催の取締役会において、「会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備の方針」を基本方針の1つとして含む、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております（最終改訂は2019年10月15日取締役会決議）。取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めます。

a 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び規程類を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

(b) 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(c) 当社の各部門責任者及び子会社担当部門責任者は、「コンプライアンス規程」に基づき部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。また、コンプライアンスの状況を、取締役、監査役及び各部門責任者並びに子会社担当部門責任者を構成メンバーとするリスク・コンプライアンス委員会及び統括マネージャー会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。

(d) 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を選任し、各部門及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社及び当社子会社における相談・通報を適正に処理するための仕組みとして内部通報制度（「ホットライン」）を構築し、運用するものとし、社外からの通報については、コーポレートディビジョンを窓口として定め、適切に対応する。

b 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 当社は、取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議書取扱規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(b) 当社の取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(c) 当社は、子会社をして、当社に準ずる仕組みを導入させることにより、適切な文書の保存及び管理を行う。

c 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社の取締役会は、「リスク管理規程」を制定し、それを子会社に共有することで、当社及び子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処する。また、各種社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- (b) リスク情報等については、各部門責任者よりリスク管理担当者であるコーポレートディビジョンのゼネラルマネジャーを通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理担当者が行うものとする。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (d) 内部監査担当者は、当社の各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

d 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定と業務執行を可能とするために、取締役の員数を7名以内と定める。
- (b) 当社は取締役の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
- (c) 当社は「取締役会規程」に基づき取締役会を原則として月1回定期的に、または必要に応じて適宜臨時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- (d) 当社は、経営戦略の浸透及び各部門のタイムリーな現状報告、目標達成管理を目的とし、取締役、監査役及び各部門責任者並びに子会社担当部門責任者を構成メンバーとする統括マネジャー会議を定期的に開催する。
- (e) 当社は「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議書取扱規程」を制定し、権限及び責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

e 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議するとともに、経営内容を的確に把握するために、所定の報告事項について定期的に報告を求める。
- (b) 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、決定する。
- (c) 当社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を子会社にも適用し、当社の子会社担当部門責任者が統括管理する。
- (d) 子会社の監査については、当社の内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき実施する。
- (e) 当社は子会社との取引に際しては、原則として、ほかの顧客との同種取引と比較し、取引条件が同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証する。また、取引の決定は子会社との特別の利害関係を有する役員を除く取締役会の決議にて承認する。

f 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、コーポレートディビジョン所属の使用人の中から適切な人員配置を速やかに行う。
- (b) 監査役の職務を補助すべき使用人は、その指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- (c) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、予め監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

g 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社の取締役は、当社の監査役が出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において、随時重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況の報告を行う。
- (b) 当社の取締役及び使用人、または子会社の取締役、監査役及び使用人(以下、当社グループの役職員という)は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第直ちに、当社の代表取締役に報告する。ただし、仮に問題の対象が代表取締役である事案についてはその他の取締役に報告し、取締役も問題の対象の場合にはコーポレートディビジョン責任者に報告する。報告を受けた者は、当社グループの役職員からの報告状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(c) 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

h 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした際は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。なお、監査役に対し、当該費用の効率性及び適正性への留意を求めるものとする。

i その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 当社グループの役職員は、監査役が当事業の報告を求めた場合、または監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合はこれに協力する。

(b) 内部監査担当者は、監査役と連携を図り、随時情報交換を行うものとする。

(c) 当社は、監査役が法律上の判断を必要とする場合には、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求める等、必要な情報収集の機会を確保する。

j 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(b) コーポレートディビジョンを反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(c) 新規の取引に当たっては、反社会的勢力に関する情報を利用した取引先の属性調査を行い、反社会的勢力との関係を持たない体制を整える。また、取引の契約書に反社会的勢力排除条項を導入し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整える。

(d) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

ロ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づく管理を行うことで、子会社の財政状態及び経営状況を適時に把握する体制を構築しております。また、子会社に対する内部監査も実施しており、当該業務の適正性を担保しております。

リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社グループでは、経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらす、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害する様々なリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とし、コーポレートディビジョンゼネラルマネジャーをリスク管理担当者としてリスクマネジメントの推進を行うこととしております。当社グループは小規模な組織であるため、リスク管理はリスク・コンプライアンス委員会に包括しており、リスク管理の目的を明確にしたうえで、年間スケジュールを策定しています。具体的には、リスクの発見・特定、影響度と発生可能性のマトリックスに基づいたリスクの評価、という過程を経て、期初にリスク管理の方針を決定し、年間を通じて対応するリスクへの対策を実施しております。また、役員及び社員がリスクに関する情報を入手した場合は、リスク管理担当者へ迅速に連絡することとしており、その内容に応じて速やかに又は後日に取締役会に報告することとしております。また、リスク・コンプライアンス委員会にて組織的な対応の議論・検討を行っております。

また、当社グループは企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」において、全役職員が「クリーム行動規範」に従い、法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。そのために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、責任者であるコーポレートディビジョンゼネラルマネジャーと部門コンプライアンス担当者が協力をし、役職員を対象とした行動規範の理解促進、コンプライアンス意識の向上、及びコンプライアンスの実践を図るための教育・研修計画を策定し実施しております。また、四半期に1度の定例会議を通じて、関連業法の改変や社会情勢の変化に対する適切な対応の徹底を図っております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

##### a. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

##### b. 取締役及び監査役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	丸林 耕太郎	1979年7月31日生	2004年4月 (株)セプテーニ 入社 2006年10月 (株)セプテーニクロスゲート 転籍 2009年3月 赤丸ホールディングス(株)(現 当社) 設立、代表取締役社長(現任) 2016年5月 子会社 可利瑪股份有限公司 設立、 2020年2月 アニマリズムグループ(株) 設立、代表 取締役(現任)	(注)3	1,939,900
取締役 イベント・ストア・ビジネスアライアンスディビジョンゼネラルマネジャー	大橋 優輝	1980年1月15日生	2002年4月 (株)ゴールドクレスト 入社 2009年3月 当社 入社 2015年6月 当社 取締役イベント・ストアディビジョンゼネラルマネジャー 2016年5月 可利瑪股份有限公司 董事(現任) 2017年3月 当社 取締役 イベント・ストア・ビジネスアライアンスディビジョンゼネラルマネジャー(現任)	(注)3	378,000
取締役	唐木 信太郎	1978年6月1日生	2001年4月 (株)セプテーニ 入社 2005年1月 (株)セプテーニクロスメディア事業部 部長 2006年10月 (株)セプテーニクロスゲート 代表取締役社長 2012年1月 (株)セプテーニ・ホールディングス 取締役経営企画部長 2019年5月 Leapmind(株) 取締役COO 2020年3月 当社 社外取締役(現任) 2021年2月 株式会社FOVE 代表取締役(現任) 2021年2月 FOVE, inc CEO, Board of Director (現任)	(注)3	-
常勤監査役	谷口 明彦	1955年11月27日生	1978年4月 三菱電機(株) 入社 2002年4月 NEC三菱電機ビジュアルシステム(株) 国内事業部 副事業部長 2005年4月 三菱電機(株)京都製作所 副所長 2006年10月 三菱電機ホーム機器(株) 取締役営業部長(出向) 2008年6月 三菱電機(株) 監査部 2013年4月 三菱電機照明(株) 常勤監査役 2017年4月 菱馬テクニカ(株) 業務部長 2020年4月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	岡田 育大	1980年2月8日生	2002年4月 中央青山監査法人 入所 2007年1月 公認会計士岡田育大事務所 開設(現任) 2007年2月 (株)フォレストバンク 代表取締役就任(現任) 2007年10月 岡田育大税理士事務所開設(現任) 2008年9月 岡田興産(有) 取締役(現任) 2013年12月 (有)エナジーバンクマネジメント 取締役(現任) 2014年3月 山一興行(株) 代表取締役社長(現任) 2014年6月 (株)ゲンボク 代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社 監査役(現任) 2019年6月 (株)電脳交通 監査役(現任)	(注)4	-
監査役	柴田 千尋 (戸籍名 坂本 千尋)	1983年12月6日生	2006年3月 有限責任監査法人トーマツ 横浜事務所 入所 2011年2月 アクサ生命保険(株) 入社 2019年10月 神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者 外部評価委員 2020年4月 横浜市外郭団体等経営向上委員 2020年8月 (株)リプロセル 常勤監査役(現任) 2021年5月 当社 監査役(現任)	(注)5	-
計					2,317,900

- (注) 1. 取締役 唐木信太郎は、社外取締役であります。
2. 監査役 谷口明彦、岡田育大、柴田千尋(戸籍名 坂本千尋)、は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年5月27日開催の定時株主総会終結の時から、2022年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 谷口明彦氏、岡田育大氏の任期は、2020年8月31日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 柴田千尋氏の任期は、2021年5月27日開催の定時株主総会終結の時から、2024年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社では、取締役会で選任された執行役員が一定の範囲内で会社の業務執行を担当しています。本書提出日現在における執行役員は、コーポレートディビジョンゼネラルマネジャー 伊藤彩紀、開発ディビジョンゼネラルマネジャー 大石哲生、マーケットメイクディビジョンゼネラルマネジャー 酒井将貴、マーケティングディビジョンゼネラルマネジャー 名古屋考平の4名です。

#### 社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役1名、社外監査役3名をそれぞれ選任しております。

社外取締役唐木信太郎氏は、株式会社セプテーニ・ホールディングスグループでの経験を中心に、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、資本的関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役谷口明彦氏は、リスク管理・内部統制の実務に精通し、大企業にて常勤監査役を歴任された経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、資本的関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役岡田育大氏は、公認会計士として財務・会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は本書提出日現在、当社新株予約権1個を保有しておりますが、それ以外に当社との間で資本的関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役柴田千尋(戸籍名 坂本千尋)氏は、公認会計士として財務・会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しており、また、事業会社における内部監査業務・コンプライアンス業務等に関する幅広い見識を有していることから、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、資本的関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考にしており、経歴や当社と関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提にその適否を判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月開催の取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、業務執行等の報告を受ける等、経営の監督を行っております。また、社外取締役と社外監査役は、定期的な情報交換や意見交換及び問題意識の共有を行う会合を設けております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、常勤監査役と内部監査担当者は、緊密な連携をとり、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行っております。さらに、常勤監査役と会計監査人は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施し、監査計画及び監査結果の相互還元等、三様監査の実効性向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。常勤監査役は、取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使の他、経営会議等の重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。非常勤監査役は、取締役会へ出席し、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要な事項の決議を行っております。

常勤監査役である谷口明彦氏は、監査の実務に精通し、他の事業会社においても常勤監査役を務めた経験を有しております。

非常勤監査役である岡田育大氏は、公認会計士として財務・会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しております。

非常勤監査役である柴田千尋（戸籍名 坂本千尋）氏は、公認会計士として財務・会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しており、また、事業会社における内部監査業務・コンプライアンス業務等に関する幅広い見識を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
谷口 明彦	14回	14回
岡田 育大	15回	15回
中林 衣久恵	15回	15回
長清 達矢	2回	1回

(注) 1. 谷口明彦氏は、2020年3月31日開催の臨時株主総会において選任されたため、監査役会の出席状況は就任後の監査役会の回数に基づき記載しております。

2. 中林衣久恵氏は、2021年5月27日開催の定時株主総会の終結時点をもって、監査役を辞任しております。

3. 長清達矢氏は、2020年4月30日付で辞任により退任されたため、監査役会の出席状況は退任前の監査役会の回数に基づき記載しております。

監査役会における主な検討事項として、監査方針や監査計画の策定、取締役の職務執行の法令及び定款への遵守状況、会計監査人の評価や報酬等の同意、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況等について協議・検討等を行っております。

現在は、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて同使用人を配置することができる旨を「内部統制システムに関する基本方針」に規定しております。

監査役は、内部監査担当者より監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、情報交換や監査方針及び監査結果にかかる意見交換を行う等密接な連携をとり、内部監査と同質化しない限度において内部監査担当者と協力して共同監査を行うことにより監査機能の向上を図っております。

会計監査との関係については、監査役は、会計監査人から監査計画や監査結果の報告を受けるとともに、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、相互の業務の連携を行いながら、当社のグループの監査を実施しております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当（6名）が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう「内部監査規程」に基づき業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

また、内部監査担当は内部統制部門であるコーポレートディビジョン、監査役及び会計監査人との調整を行い、監査業務の効率性と質の向上を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

2016年2月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 瀧野 恭司



指定有限責任社員・業務執行社員 萬 政広

同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

d. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 2名  
その他 6名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

現在監査契約を締結している「有限責任監査法人トーマツ」については、独立性及び専門性を有していること、品質管理体制が整備されていること、当社の事業内容に対応して効率的な監査業務を実施できる規模を備えていること、具体的な監査計画並びに監査費用に合理性・妥当性があること等を確認し、選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査法人の職務遂行に関する事項および会計監査の方法や監査重点領域等を含め報告を受けましたが、十分な監査品質を維持し、職業的専門家として正当な注意を払って監査を実施していると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	14,000	-	27,500	2,500
連結子会社	-	-	-	-
計	14,000	-	27,500	2,500

当社における当連結会計年度の非監査業務の内容は、新規上場にかかるコンフォートレター作成業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査業務に係る人員及び日数等を勘案した上で、有効性・効率性の観点から双方協議し、監査役会の同意を得て決定する方針としております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、会計監査人からの必要な資料の入手を通じて、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等の内容に係る決定方針は、次のとおりであります。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

当社の取締役の報酬は、原則、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。ただし、各事業年度の業績が目標値を大幅に上回った場合には、賞与を支払う場合がある。

ロ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて同業他社水準、前事業年度の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して毎年5月に決定するものとする。

ハ 賞与の内容および額の決定に関する方針（賞与を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の賞与は、金銭報酬とし、該当する期間の当社の業績が目標値を大幅に上回った場合に限り、事業年度終了後3ヶ月以内に、各事業年度の連結売上高・営業利益・当期純利益等の目標値に対する達成率等を加味した上で、その金額を確定させ、支払うこととする。

ニ 金銭報酬の額または賞与の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

賞与は各事業年度の業績により大きく変動することから、取締役の種類別の報酬割合については定めない。

ホ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定する。

ヘ その他重要な事項

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを取締役に付与するため、第14期末までに、非金銭報酬としての株式付与や、業績と連動した報酬決定スキームなどを報酬制度に順次導入すべく、検討を進める。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の経営状況、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会の決議にて決定しております。

なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年2月26日であり、その内容は、取締役の報酬総額を年額150,000千円以内、監査役の報酬総額を年額20,000千円以内とされております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	24,799	24,799	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	12,207	12,207	-	-	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役の報酬等の額は、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、各取締役の報酬額を代表取締役に一任することを、取締役会において決定しております。

( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、各種団体等が開催するセミナーへ参加する等積極的な情報収集に努めております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,403,426	2,885,204
受取手形及び売掛金	447,140	645,918
その他	8,892	37,090
流動資産合計	1,859,459	3,568,212
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	21,608	19,728
工具、器具及び備品	14,839	13,822
減価償却累計額	14,783	15,033
有形固定資産合計	21,664	18,517
<b>投資その他の資産</b>		
敷金及び保証金	56,062	38,549
繰延税金資産	-	63,957
その他	6,606	5,023
投資その他の資産合計	62,669	107,530
固定資産合計	84,334	126,048
資産合計	1,943,793	3,694,261
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	275,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	27,960	266,896
未払金	91,974	217,078
未払費用	40,973	51,239
未払法人税等	36,361	51,825
前受金	28,913	49,248
預り金	944,340	1,460,553
ポイント引当金	10,986	16,908
その他	76,834	99,751
流動負債合計	1,533,344	2,313,503
<b>固定負債</b>		
長期借入金	371,380	298,928
固定負債合計	371,380	298,928
負債合計	1,904,724	2,612,431
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	532,703
資本剰余金	100,000	532,703
利益剰余金	160,508	17,860
自己株式	-	228
株主資本合計	39,491	1,083,039
<b>その他の包括利益累計額</b>		
為替換算調整勘定	2,258	1,862
その他の包括利益累計額合計	2,258	1,862
新株予約権	1,835	652
純資産合計	39,068	1,081,829
負債純資産合計	1,943,793	3,694,261

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上高	1,517,668	2,062,479
売上原価	111,899	5,254
売上総利益	1,405,769	2,057,224
販売費及び一般管理費	1,357,083	1,831,130
営業利益	48,685	226,094
営業外収益		
受取利息	55	40
為替差益	4,169	472
受取保険金	322	-
その他	361	214
営業外収益合計	4,909	727
営業外費用		
支払利息	6,950	7,400
上場関連費用	-	9,823
株式交付費	730	4,801
営業外費用合計	7,680	22,025
経常利益	45,914	204,796
特別損失		
減損損失	27,536	-
店舗閉鎖損失	9,520	4,041
自己新株予約権消却損	-	54,288
特別損失合計	37,057	58,329
税金等調整前当期純利益	8,856	146,466
法人税、住民税及び事業税	36,892	32,055
法人税等調整額	-	63,957
法人税等合計	36,892	31,901
当期純利益又は当期純損失( )	28,035	178,368
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( )	28,035	178,368

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
当期純利益又は当期純損失( )	28,035	178,368
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,917	396
その他の包括利益合計	2,917	396
包括利益	30,952	178,764
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	30,952	178,764
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	100,000	332,472	132,472
当期変動額				
新株の発行	100,000	100,000		200,000
資本金から資本剰余金への振替	100,000	100,000		-
欠損填補		200,000	200,000	-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			28,035	28,035
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	171,964	171,964
当期末残高	100,000	100,000	160,508	39,491

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	658	658	1,744	130,069
当期変動額				
新株の発行				200,000
資本金から資本剰余金への振替				-
欠損填補				-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				28,035
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,917	2,917	91	2,826
当期変動額合計	2,917	2,917	91	169,138
当期末残高	2,258	2,258	1,835	39,068



当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	100,000	160,508	-	39,491
当期変動額					
新株の発行	432,703	432,703			865,407
親会社株主に帰属する当期純利益			178,368		178,368
自己株式の取得				228	228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	432,703	432,703	178,368	228	1,043,547
当期末残高	532,703	532,703	17,860	228	1,083,039

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,258	2,258	1,835	39,068
当期変動額				
新株の発行				865,407
親会社株主に帰属する当期純利益				178,368
自己株式の取得				228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	396	396	1,183	787
当期変動額合計	396	396	1,183	1,042,760
当期末残高	1,862	1,862	652	1,081,829

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	8,856	146,466
減価償却費	16,049	3,707
減損損失	27,536	-
自己新株予約権消却損	-	54,288
ポイント引当金の増減額(は減少)	370	5,921
受取利息	55	40
支払利息	6,950	7,400
売上債権の増減額(は増加)	101,084	198,684
その他の流動資産の増減額(は増加)	9,361	8,011
未払金の増減額(は減少)	12,259	124,893
預り金の増減額(は減少)	197,078	515,056
前受金の増減額(は減少)	28,927	20,335
その他の流動負債の増減額(は減少)	81,702	53,974
その他	8,848	9,271
小計	155,951	734,578
利息の受取額	55	40
利息の支払額	6,871	7,603
法人税等の支払額	1,823	37,774
営業活動によるキャッシュ・フロー	164,590	689,240
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	32,569	560
敷金及び保証金の差入による支出	1,934	6,000
敷金及び保証金の回収による収入	5,318	633
その他	10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,195	5,926
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	275,000	100,000
短期借入金の返済による支出	100,000	275,000
長期借入れによる収入	100,000	200,000
長期借入金の返済による支出	51,628	33,516
株式の発行による収入	199,269	859,422
自己株式の取得による支出	-	228
新株予約権の発行による収入	91	-
自己新株予約権の取得による支出	-	54,288
財務活動によるキャッシュ・フロー	422,732	796,390
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,955	2,073
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	223,990	1,481,777
現金及び現金同等物の期首残高	1,179,436	1,403,426
現金及び現金同等物の期末残高	1,403,426	2,885,204

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 可利瑪股份有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対し見積り額を計上しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末から適用します。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末から適用します。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況ですが、外出やイベントの自粛要請等、社会・経済活動への影響は、ワクチンの普及等により、2021年8月頃を目途に徐々に緩和されるとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
給料及び手当	260,028千円	312,130千円
決済手数料	247,302	414,741
広告宣伝費	153,756	312,750
販売促進費	168,919	204,070
ポイント引当金繰入額	371	5,923

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,917千円	396千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	2,917	396
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	2,917	396
その他の包括利益合計	2,917	396

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式(株)	3,700	-	-	3,700
A種優先株式(株)	828	-	-	828
B種優先株式(株)	516	-	-	516
C種優先株式(株)	432	-	-	432
D種優先株式(株)	300	200	-	500
合計(株)	5,776	200	-	5,976

(変動事由の概要)

D種優先株式の増加は、第三者割当増資によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年増加	当連結会計 年減少	当連結会計 年度末	
提出会社	2016年新株予約権 (第7回)	B種優先株式	13	-	-	13	-
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,835
合計			13	-	-	13	1,835

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式（株）	3,700	6,657,400	-	6,661,100
A種優先株式（株）	828	-	828	-
B種優先株式（株）	516	-	516	-
C種優先株式（株）	432	-	432	-
D種優先株式（株）	500	-	500	-
合計（株）	5,976	6,657,400	2,276	6,661,100

（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加 2,276株

株式分割による増加 5,970,024株

公募による新株式の発行による増加 113,000株

オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加 127,100株

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 445,000株

種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式（株）	-	43	-	43
A種優先株式（株）	-	828	828	-
B種優先株式（株）	-	516	516	-
C種優先株式（株）	-	432	432	-
D種優先株式（株）	-	500	500	-
合計（株）	-	2,319	2,276	43

（変動事由の概要）

普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。

種類株式の増加は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得したことによるものであります。

種類株式の減少は、自己株式を消却したことによるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	2016年新株予約権(第7回)(自己新株予約権)	B種優先株式	13 (-)	- (13)	13 (13)	- (-)	- (-)
	第7回新株予約権と引換えに交付する他の新株予約権(自己新株予約権)	普通株式	- (-)	13 (13)	13 (13)	- (-)	- (-)
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	652
合計			13 (-)	- (13)	13 (13)	- (-)	652 (-)

(変動事由の概要)

当社は、2016年10月13日に株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」)の制度融資である、新事業育成基金(新株予約権付融資)を利用するにあたり、融資実行と同時に、公庫に対してB種優先株式を目的とする第7回新株予約権を発行いたしました。その後、当社が東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたってB種優先株式を消却することに伴い、2020年8月17日開催の取締役会決議にて、第7回新株予約権における取得条項を発動し、2020年8月31日付で第7回新株予約権の全部を取得および消却し、引換えに当社の普通株式を目的とする他の新株予約権を交付いたしました。その後、融資実行時に公庫との間で締結した契約に基づき、2021年1月7日付で第7回新株予約権と引換えに交付する他の新株予約権を取得し、これを消却いたしました。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
現金及び預金	1,403,426千円	2,885,204千円
現金及び現金同等物	1,403,426千円	2,885,204千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金、金融機関からの借入及び第三者割当増資で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っており、かつ回収までの期間はそのほとんどが1ヶ月以内であります。

営業債務である未払金、預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金として必要な資金の調達を行ったものであり、償還日は、決算日後最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社コーポレートディビジョンにおいて、当社グループの預金残高管理を実施し、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年2月29日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,403,426	1,403,426	-
(2) 受取手形及び売掛金	447,140	447,140	-
(3) 敷金及び保証金	56,062	56,131	68
資産計	1,906,629	1,906,697	68
(1) 短期借入金	275,000	275,000	-
(2) 未払金	91,974	91,974	-
(3) 未払法人税等	36,361	36,361	-
(4) 預り金	944,340	944,340	-
(5) 長期借入金	399,340	388,188	11,151
負債計	1,747,016	1,735,865	11,151

( ) 連結貸借対照表計上額及び時価には、1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2021年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,885,204	2,885,204	-
(2) 受取手形及び売掛金	645,918	645,918	-
(3) 敷金及び保証金	38,549	38,646	96
資産計	3,569,672	3,569,769	96
(1) 短期借入金	100,000	100,000	-
(2) 未払金	217,078	217,078	-
(3) 未払法人税等	51,825	51,825	-
(4) 預り金	1,460,553	1,460,553	-
(5) 長期借入金	565,824	551,974	13,849
負債計	2,395,282	2,381,433	13,849

( ) 連結貸借対照表計上額及び時価には、1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、見積り期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 預り金

要求払いの残高については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、その他は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,403,426	-	-	-
受取手形及び売掛金	447,140	-	-	-
合計	1,850,566	-	-	-

( ) 敷金及び保証金については、現時点において償還予定日が確定していないため、記載をしておりません。

当連結会計年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,885,204	-	-	-
受取手形及び売掛金	645,918	-	-	-
合計	3,531,122	-	-	-

( ) 敷金及び保証金については、現時点において償還予定日が確定していないため、記載をしておりません。

(注3) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	275,000	-	-	-	-	-
長期借入金	27,960	233,560	57,360	53,360	27,100	-
合計	302,960	233,560	57,360	53,360	27,100	-

当連結会計年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	266,896	96,096	113,532	59,500	29,800	-
合計	366,896	96,096	113,532	59,500	29,800	-

(ストック・オプション等関係)

- 1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 3名	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 250,000株	普通株式 76,000株	普通株式 47,000株
付与日	2013年9月10日	2013年9月10日	2015年2月28日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	2013年9月10日～2023年9月9日	2015年9月1日～2023年8月29日	2017年2月28日～2025年2月26日

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 19名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 153,000株	普通株式 36,000株	普通株式 70,000株
付与日	2015年2月28日	2016年2月26日	2016年2月26日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	2015年2月28日～2025年2月26日	2018年3月1日～2026年2月23日	2016年3月1日～2025年2月23日

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 30名	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 64,000株	普通株式 117,000株	普通株式 86,000株
付与日	2018年2月27日	2018年2月27日	2019年2月27日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	2020年2月27日～2028年2月25日	2018年2月27日～2028年2月26日	2021年2月27日～2029年2月24日

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 33名	当社取締役の資産管理会社 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 49,000株	普通株式 62,000株	普通株式 17,000株
付与日	2019年2月27日	2020年2月27日	2020年2月27日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	2019年2月27日～2029年2月24日	2022年2月27日～2030年2月24日	2020年2月27日～2030年2月24日

(注) 株式数に換算しております。また、2020年9月3日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	250,000	46,000	30,000
権利確定	-	-	-
権利行使	250,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	46,000	30,000

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	135,000	22,000	70,000
権利確定	-	-	-
権利行使	125,000	-	70,000
失効	-	-	-
未行使残	10,000	22,000	-

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	72,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	72,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	43,000	117,000	-
権利確定	-	-	72,000
権利行使	-	-	-
失効	2,000	-	-
未行使残	41,000	117,000	72,000

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	62,000	-
付与	-	-	-
失効	-	2,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	60,000	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	49,000	-	17,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	49,000	-	17,000

(注) 株式数に換算しております。また、2020年9月3日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。



単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	100	100	250
行使時平均株価 (円)	4,900	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	2,315	-	-

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	250	277	277
行使時平均株価 (円)	4,900	-	4,900
付与日における公正な評価単価 (円)	3,000	-	3,280

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	290	290	312
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	3,182	-

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	312	336	336
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	3,247	-	5,367

(注) 2020年9月3日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は取引事例評価方式並びにDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)法及び簿価純資産価額方式を採用し、さらにモンテカルロ・シミュレーションにより算定しております。なお、無償で発行した新株予約権は、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

1,797,782千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

2,104,860千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	7,311 千円
減価償却	-	1,278
一括償却資産	733	348
未払費用	-	3,914
資産除去債務	853	712
ポイント引当金	3,319	5,177
関係会社株式	2,208	2,208
貸倒引当金	62,042	62,042
減損損失	8,431	927
税務上の繰越欠損金 (注) 2	460,114	435,140
その他	175	175
繰延税金資産小計	537,879	519,238
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	460,114	388,165
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	77,765	67,115
評価性引当額小計(注) 1	537,879	455,280
繰延税金資産合計	-	63,957

(注) 1. 評価性引当額が82,599千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少71,948千円によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2020年2月29日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	25,845	125,539	308,728	460,114
評価性引当額	-	-	-	25,845	125,539	308,728	460,114
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金( 1 )	-	-	872	125,539	127,861	180,866	435,140
評価性引当額	-	-	-	79,436	127,861	180,866	388,165
繰延税金資産( 2 )	-	-	872	46,103	-	-	46,975

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

( 2 ) 翌連結会計年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	112.2	39.3
繰越欠損金の利用	213.5	17.1
連結消去に伴う影響額	677.6	-
海外子会社税率差異	212.2	0.2
住民税均等割	16.9	3.1
その他	4.9	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	416.5	21.8

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、クリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	マーケット プレイス サービス	プラット フォーム サービス	イベント ・ストア サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	886,883	288,364	336,339	6,081	1,517,668

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	マーケット プレイス サービス	プラット フォーム サービス	イベント ・ストア サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	1,531,636	430,703	85,581	14,558	2,062,479

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当社グループは、クリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	丸林 耕太郎	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 36.81	債務被保証	当社銀行借入れに対する債務被保証 (注)2	103,500	-	-
							地代家賃支払に対する債務被保証 (注)3	43,252	-	-

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	丸林 耕太郎	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 29.12 間接 6.68	債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証 (注)3	43,975	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社	アニマリズムグループ株式会社	東京都 渋谷区	1,000	当社代表取締役が100%所有する資産管理会社	(被所有) 直接 6.68	新株予約権の行使	新株予約権の行使 (注)4	75,640	-	-

(注) 1. 取引金額に消費税等は含めておりません。

2. 当社の銀行借入金について、代表取締役社長丸林耕太郎より債務保証を受けております。なお、取引金額は、連結会計年度末の対象となる借入金残高を記載しております。これに係る保証料の支払はありません。また、当該債務被保証については、2020年10月13日までに全て解消しております。
3. 当社の本社事務所の不動産賃貸借契約について、代表取締役社長丸林耕太郎より債務保証を受けております。なお、取引金額は、連結会計年度の地代家賃の支払額を記載しております。これに係る保証料の支払はありません。また、当該債務被保証については、2021年4月19日に解消しております。
4. 2013年8月30日付の取締役会決議、2015年2月27日付の取締役会決議及び2016年2月24日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
1株当たり純資産額	430.37円	162.31円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( )	7.58円	35.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	34.29円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 2020年11月27日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月3日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益又1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	28,035	178,368
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	28,035	178,368
普通株式の期中平均株式数(株)	3,700,000	5,027,692
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	174,283
(うち新株予約権(株))	(-)	(174,283)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	新株予約権13種類 新株予約権の数 926個 普通株式 913,000株 B種優先株式 13,000株	-

(重要な後発事象)

(株式取得による子会社化)

当社は、2021年4月9日開催の取締役会において、株式会社FANTIST(以下「FANTIST社」という)の株式を取得して同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式取得の目的

FANTIST社は、キャンドル業界やアート業界など、各業界の人気アーティスト達がレッスン動画を作成し、その動画を販売できるプラットフォーム「FANTIST」を運営しています。このFANTIST社を当社グループが子会社化することで、「FANTIST」に登録する多くのアーティストが、当社が運営する日本最大級のハンドメイドマーケットプレイス「Creema」上で作品を販売する、また「Creema」に登録しているクリエイターが、「FANTIST」にレッスン動画を公開・販売するといったことがシームレスに可能となります。これにより、FANTIST社及び当社グループは、アーティスト・クリエイター、並びに彼らの商品や動画を購入するユーザーの方々に対し、より一層優れた顧客体験を提供することが実現可能となり、両社ともに一層の成長が見込めると考え、今回の子会社化に至りました。

(2) 被取得企業の名称、事業の内容、規模

被取得企業の名称

株式会社FANTIST

事業の内容

アーティストの作品及び動画販売を行うECプラットフォームサイトの運営等

資本金の額

5,000千円

(3) 株式取得の時期

2021年4月26日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数

500株

取得価額

契約上の守秘義務により非開示

なお、取得価額は第三者機関による株式価値評価額をもとに合理的かつ適正に算定しており、この結果に基づいた相手先との協議の上、当社取締役会において公正かつ妥当であると判断し、決定しております。

取得後の持分比率

100%

(6) 主要な取得関連費用の内容及び金額

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(7) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(8) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。



【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	275,000	100,000	1.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	27,960	266,896	1.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	371,380	298,928	1.8	2022年～2026年
合計	674,340	665,824	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	96,096	113,532	59,500	29,800

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	1,037,519	1,523,464	2,062,479
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	-	238,792	303,336	146,466
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	-	236,804	249,135	178,368
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	60.94	54.41	35.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ( )(円)	-	28.57	2.06	11.06

(注) 1. 当社は、2020年11月27日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2020年9月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,347,522	2,846,298
受取手形	-	1,089
売掛金	430,180	644,829
前払費用	7,026	9,656
その他	9,979	31,127
流動資産合計	1,794,709	3,533,000
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,608	19,728
工具、器具及び備品	14,839	13,822
減価償却累計額	14,783	15,033
有形固定資産合計	21,664	18,517
投資その他の資産		
敷金及び保証金	56,062	38,549
繰延税金資産	-	63,957
その他	6,606	5,023
投資その他の資産合計	62,669	107,530
固定資産合計	84,334	126,048
資産合計	1,879,043	3,659,049

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	275,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	27,960	266,896
未払金	92,598	218,080
未払費用	40,605	51,123
未払法人税等	1,259	51,275
前受金	28,913	49,248
預り金	921,806	1,437,414
ポイント引当金	10,840	16,908
その他	75,929	94,796
流動負債合計	1,474,913	2,285,744
固定負債		
長期借入金	371,380	298,928
固定負債合計	371,380	298,928
負債合計	1,846,293	2,584,672
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	532,703
資本剰余金		
資本準備金	100,000	532,703
資本剰余金合計	100,000	532,703
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	169,085	8,545
利益剰余金合計	169,085	8,545
自己株式	-	228
株主資本合計	30,914	1,073,724
新株予約権	1,835	652
純資産合計	32,750	1,074,377
負債純資産合計	1,879,043	3,659,049

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上高	1,492,619	2,048,824
売上原価	111,899	5,254
売上総利益	1,380,719	2,043,569
販売費及び一般管理費	1,306,966	1,820,170
営業利益	73,752	223,398
営業外収益		
受取利息	16	20
業務受託料	2,379	2,768
受取保険金	322	-
その他	361	214
営業外収益合計	4,493	1,004
営業外費用		
支払利息	6,950	7,400
株式交付費	730	4,801
その他	7	9,886
営業外費用合計	7,688	22,089
経常利益	70,557	202,314
特別損失		
減損損失	27,536	-
店舗閉鎖損失	9,520	4,041
貸倒損失	6,611	-
自己新株予約権消却損	-	54,288
特別損失合計	43,668	58,329
税引前当期純利益	26,888	143,984
法人税、住民税及び事業税	1,499	30,311
法人税等調整額	-	63,957
法人税等合計	1,499	33,646
当期純利益	25,389	177,631

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		60,120	53.7	3,870	73.7
経費		51,779	46.3	1,383	26.3
売上原価		111,899	100.0	5,254	100.0

(注)

前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 44,391千円	経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 -

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	100,000	-	100,000	394,474	394,474	194,474
当期変動額							
新株の発行	100,000	100,000		100,000			200,000
資本金からその他資本剰余金への振替	100,000		100,000	100,000			
資本準備金からその他資本剰余金への振替		100,000	100,000				
欠損填補		-	200,000	200,000	200,000	200,000	-
当期純利益					25,389	25,389	25,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	225,389	225,389	225,389
当期末残高	100,000	100,000	-	100,000	169,085	169,085	30,914

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,744	192,730
当期変動額		
新株の発行		200,000
資本金からその他資本剰余金への振替		-
資本準備金からその他資本剰余金への振替		-
欠損填補		-
当期純利益		25,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	91	91
当期変動額合計	91	225,480
当期末残高	1,835	32,750

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	100,000	-	100,000	169,085	169,085	-
当期変動額							
新株の発行	432,703	432,703		432,703			
当期純利益					177,631	177,631	
自己株式の取得							228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	432,703	432,703	-	432,703	177,631	177,631	228
当期末残高	532,703	532,703	-	532,703	8,545	8,545	228

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	30,914	1,835	32,750
当期変動額			
新株の発行	865,407		865,407
当期純利益	177,631		177,631
自己株式の取得	228		228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1,183	1,183
当期変動額合計	1,042,810	1,183	1,041,627
当期末残高	1,073,724	652	1,074,377

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

(2) ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対し見積り額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況ですが、外出やイベントの自粛要請等、社会・経済活動への影響は、ワクチンの普及等により、2021年8月頃を目途に徐々に緩和されるとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
流動資産		
立替金	8,212千円	3,714千円
流動負債		
未払金	624	1,001

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48.4%、当事業年度57.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51.6%、当事業年度42.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
減価償却費	16,049千円	3,707千円
給料及び手当	246,163	308,619
決済手数料	244,303	413,116
広告宣伝費	138,943	312,715
販売促進費	162,786	203,795
ポイント引当金繰入額	336	6,067

- 2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
営業取引以外の取引による取引高	3,792千円	768千円



(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	7,311 千円
減価償却	-	1,278
一括償却資産	733	348
未払費用	-	3,914
資産除去債務	853	712
ポイント引当金	3,319	5,177
関係会社株式	2,208	2,208
貸倒引当金	62,051	62,042
減損損失	8,432	927
税務上の繰越欠損金	460,180	435,140
その他	175	175
繰延税金資産小計	537,956	519,238
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	460,180	388,165
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	77,776	67,115
評価性引当額小計	537,956	455,280
繰延税金資産合計	-	63,957

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	37.0	40.0
繰越欠損金の利用	70.3	17.3
住民税均等割	5.6	3.2
その他	2.8	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.6	23.4

(重要な後発事象)

(株式取得による子会社化)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	14,732	-	-	19,728	6,160	1,163	13,568
工具、器具及び備品	6,932	560	-	13,822	8,873	2,543	4,949
有形固定資産計	21,664	560	-	33,551	15,033	3,707	18,517

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加	カメラ、パソコン購入	560 千円
-----------	----	------------	--------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	10,840	16,908	-	10,840	16,908

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、過去の使用実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎年事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  -  無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行います。  公告掲載URL： <a href="https://creema.co.jp/ir/notice/">https://creema.co.jp/ir/notice/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付き株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
2020年10月23日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
2020年11月10日及び2020年11月18日関東財務局長に提出。  
2020年10月23日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第12期第3四半期）（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）2021年1月14日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社クリーム  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 萬 政広

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリームの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリーム及び連結子会社の2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社クリーム  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 萬 政広

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリームの2020年3月1日から2021年2月28日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリームの2021年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。